

入退会等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下本会という）定款第5から第11条に規定する会員資格の取得・休会・任意退会・除名について定める。

(入会)

第2条 定款第6条 会員資格の取得 の運用について定める

1. 本会への入会手続きは、所定の入会申込書、入会金及び初年度会費、並びに他の規程に定める必要な書類が揃った時点で完了する。
2. 他の都道府県放射線技師会に会員として所属し会費等を完納していた者が本会への入会を希望する場合は、本条第1項の入会金及び初年度会費を免除する

(任意退会及び会員資格の喪失後の再入会)

第3条 再入会する者の入会金は10,000円から上限100,000円の範囲で納めることにより認める。ただし、任意退会理由等の状況を本会理事会にて協議のうえ再入会金額について決定する。

第4条 定款第10条(1)に該当する未納金がある場合は、その未納金の全額を納めるとともに、再入会金10,000円から上限100,000円を納めることにより認める。ただし、会員資格喪失の理由等の状況を本会理事会にて協議のうえ、その是非及び再入会金額について決定する。

(除名後の再入会)

第5条 定款第9条により除名された者の再入会については、いかなる理由においても認めない。

(休会)

第6条 正会員が次の1つに該当するときは、本会理事会の承認を経て休会を認めるが、休会中は会員権利を喪失する。

- (1) 長期にわたる病気療養のため診療放射線技師としての業務ができない者であって、それを証明する書類を本会に提出した場合
 - (2) 2年以上にわたる海外出張のため、国内において診療放射線技師としての業務ができない者であって、それを証明する書類を本会に提出した場合
 - (3) その他理事会が妥当と認めた場合
2. 休会を申請しようとする者は、休会申請年度までの会費を完納していなければならない。
 3. 休会申請年度を含む5年度末の時点で退会とする。この場合、本規定第7条の退会手続きは不要とする。
 4. 休会中であっても会報誌等の送付はされる。
 5. 休会から復帰する場合は、会長に対し文書で申請をおこなうことで復帰する。

(任意退会)

第7条 定款第8条に準じる

(除名)

第8条 定款第9条 除名の運用について定める

1. 除名対象者は理事会において弁明の機会を与えなければならない
2. 弁明を拒否した場合は理事会での審議を不要とし、社員総会での決議事項とすることができる
3. 理事会は弁明の内容を審議し出席者の3分の2以上の賛成をもって、社員総会での決議事項とすることができる
4. 除名対象者は社員総会において弁明の機会を与えなければならない
5. 除名の通知は本会より内容証明郵便により通達される

(改廃)

第9条 本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

昭和62年9月6日制定同日施行
平成3年7月13日改正同日施行
平成8年8月10日改正同日施行
平成10年8月29日改正
平成10年9月1日施行
平成19年4月22日改正
平成19年4月1日に遡って試行
平成23年4月1日改正同日施行
平成24年7月29日改正同日施行